

[事案 26-64] 契約無効・契約内容遡及変更請求

・平成 26 年 11 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を受けて加入し、苦情を伝えたところ、転換させられたことを理由に、転換契約を取り消し、最初に遡って契約内容を変更することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 11 月に、募集人から保障内容の全てが終身保障であると誤説明を受けて契約したため、契約①を契約時に遡って全て終身保障としてほしい。

また、平成 16 年 4 月に契約①の苦情を申し入れた際、契約②の保障内容が全て終身保障であると言われ契約①を契約②へ転換したが、実際は違っていたため、契約②を無効または取り消して、既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、設計書等により特約が終身保障でないことは明らかであり、保障内容の全てが終身保障であるとの誤認をさせる不法行為は存在しない。
- (2) 契約②について、特約が終身保障でないことは十分に説明されており、重要事項の不実告知や欺もう行為は認められず、消費者契約法 4 条 1 項、民法 96 条の適用はない。また申立人の誤認は考えられず民法 95 条にもとづく無効は認められない。仮に誤認があったとしても申立人に重大な過失があり、申立人から錯誤無効を主張し得ない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 全て終身保障であると説明され契約①を締結したが、実際は特約部分は定期保障であったので、遡及して保障内容の全てを終身保障とし、平成 16 年 3 月の特約解約の無効も請求するもの。（主張①）
- (2) 上記要求に対し、保険会社の提案を受けたので、同年 4 月に契約①から契約②に転換したが、実際は終身保障では無かったため保険料全額の返還を求めており、民法 95 条にもとづく要素の錯誤による契約無効を求めるもの。（主張②）

2. 当審査会の判断

(1) 主張①について

申立人は特約解約請求書を作成したことを認めており、申立人の署名・捺印が存在するため、特約解約を無効とする理由はない。さらに、保障内容の全てが終身保障として契約①が合意されたことの裏付けはなく法的根拠は見出せないため、主張①は認められない。

(2) 主張②について

申込書には主契約、特約の保険期間が明記され、申立人の関心対象から考えて、保障期

間は細心の注意を払い確認するはずであるが、「契約①はおかしいと思っていた、保障は全て終身保障でなくては困ると苦情を申し出ていた」とする一方、「詳しくは見ていない」と述べるなど、申立人の供述は不自然であり、認めることはできないので、錯誤が存在したと認めることはできず、主張②は認められない。